

あったか灯油券の受付を開始します

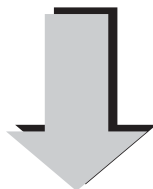
現在の灯油価格高騰の緊急対策として、福祉灯油支給事業を実施いたします。

対象となられる方には、あったか灯油券（10,000円分）を支給いたしますので役場窓口で申請して下さい。なお、申請期間が限られておりますので、お早めに申請してください。

▽基本条件

下記の条件を全て満たしている世帯

- ①平成20年1月1日現在新冠町内に住所のある方
- ②新冠町税を滞納されていない世帯（分割納入されている世帯は対象となります）
- ③平成19年度道町民税の非課税世帯（確定申告をしていない世帯は、申告をして下さい）



基本条件を全て満たす世帯の方で、下記の世帯に該当する方が支給対象となります

▽対象となる世帯

下記の世帯のいずれかに該当する世帯

- ①高齢者世帯（単身者世帯も含む）：世帯全員が平成20年3月31日までに65歳以上となる世帯
- ②障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている者の世帯
- ③「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けている者の世帯
※受給者証は役場医療給付係より交付されているもの

【支給対象とならない世帯】

- ①生活保護を受給している世帯
- ②対象者が施設入所している世帯
- ③対象者が長期入院している世帯

◇申請方法

平成20年1月8日（火）から平成20年1月25日（金）までに印鑑を持参のうえ、役場町民福祉課福祉係（1階3番窓口）にあります申請書にて申請してください。

◇支給までのながれ

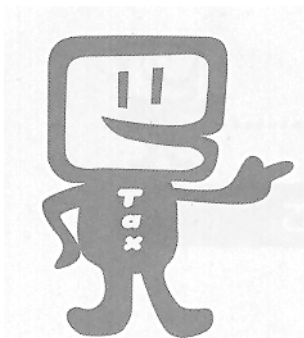
- 申請いただいた後、審査を行い、申請者のご自宅に決定・却下の通知を送付いたします。
- 決定通知が届きましたら、通知書と印鑑を持参のうえ、お手数ですが再度役場へお越し下さい。
- 役場町民福祉課福祉係窓口で福祉灯油券を交付いたします。（1,000円5枚綴りを2枚）

※高齢者・障害者世帯の方で、申請・受領が困難な場合は、お気軽にご相談下さい。

※期間内に申請が無ければ福祉灯油券の発行はいたしません。また、期間が過ぎても申請は受付できませんのでご了承願います。

※福祉灯油券は町内の灯油販売店のみ有効です。なお、灯油券の使用期限は平成20年3月31日までとなっておりますのでご注意ください。

※申請についてのご相談や、ご不明な点等ありましたらお問い合わせ下さい。



◇詳しくは国税庁 e-Tax ホームページをご覧ください。

【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】

ご自宅のパソコンから申告などの手続きが出来る

e-Tax (イータックス) をご利用下さい

e-Tax を利用して所得税の申告をすると

- ①ホームページからカンタン申告
- ②添付書類の提出不要
- ③最高 5,000 円の税額控除
- ④還付金がスピーディー

e-Tax をご利用いただく前に

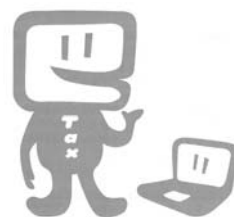
STEP 1 開始届出書の提出

e-Tax ホームページの開始届出書作成コーナーにて、オンラインで提出します (書面での提出も出来ます)

STEP 2 電子証明書等の取得

役場 (住民登録している市区町村) 窓口で「住民基本台帳カード (住基カード)」と「電子証明書」を取得してください

※住基カード取得には申請から2~3週間程度かかります。



STEP 3 ICカードリーダライタの入手

家電量販店やインターネット販売などで「ICカードリーダライタ」を入手してください (3,000円程度~)

STEP 4 e-Tax の初期登録

STEP1の開始届出書の提出後、税務署から「利用者識別番号等通知書」が届きますので、e-Tax ホームページの「初期登録」メニューから、電子証明書の登録などを行います。

e-Tax を利用して所得税の電子申告をすると

- 最高 5,000 円の税額控除を受けることができます
平成 19 年分又は平成 20 年分のいずれか 1 回、所得税の確定申告期限内に電子申告した場合。
- 医療費の領収書や源泉徴収票等の提出・提示が省略できます
平成 19 年分以降の確定申告から。ただし、書類の内容確認のため、申告期限から 3 年間は提出・提示を求める場合があります。
- e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています
通常還付金を受け取れるまで 6 週間程度かかりますが、3 週間程度に短縮されます。

確定申告のお知らせ

平成 19 年度分の所得税 (住民税及び個人事業税) の確定申告の受付が 2 月 18 日 (月) から始まります。(還付申告の受付は 1 月から始まっています。)

所得税 (住民税及び個人事業税) の確定申告の受付は 3 月 17 日 (月)、消費税及び地方消費税 (個人事業者) の確定申告の受付は 3 月 31 日 (月) までです。

確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

作成した確定申告書は、郵送により提出できます。

税務署の申告会場にお越しの際には、印鑑、「前年の申告書控え」及び確定申告に必要な書類をご持参ください。(土・日及び祝日は受付していませんので、ご注意下さい。)

詳しくは、浦河税務署へお尋ね下さい。 ☎ 0146・22・4131